

青森県環境影響評価技術指針改定（案）新旧対照表（別表第１）

現 行	改定案
別表第１ 対象事業・影響要因関連表 (略) 備考 1 (略) 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる対象事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。 (１)～（４) (略) (５) 発電所の設置及び変更 ○水力発電所 ・工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。 ・建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。 ・造成工事及び施設の設置等として、作業抗、土捨て場、工事用道路の関連工事を行う。 ・地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路を有する。 ・発電施設の供用及び貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。 ・河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。 ○火力発電所 ・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材等の搬出を行う。 ・建設機械の稼働として、しゅんせつ工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。 ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。 ・地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（２以上の組合せを含む。）を有する。 ・燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。 ・排水は、排水処理施設で処理した後に公共用水域に排水する。 ・温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。 ・機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（２以上の組合せを含む。）の運転がある。 ・資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。 ・発電設備から産業廃棄物が発生する。 ○地熱発電所 ・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。 ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、坑井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。 ・地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有する。 ・地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。 ・排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。 ・排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出する。 ・発電設備から産業廃棄物が発生する。 ○風力発電所 ・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。 ・建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。 ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。 ・地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。 ・施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。 <u>〔新設〕</u>	別表第１ 対象事業・影響要因関連表 (略) 備考 1 (略) 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる対象事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。 (１)～（４) (略) (５) 発電所の設置及び変更 ○水力発電所 ・工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。 ・建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。 ・造成工事及び施設の設置等として、作業抗、土捨て場、工事用道路の関連工事を行う。 ・地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路を有する。 ・発電施設の供用及び貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。 ・河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。 ○火力発電所 ・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材等の搬出を行う。 ・建設機械の稼働として、しゅんせつ工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。 ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。 ・地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（２以上の組合せを含む。）を有する。 ・燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。 ・排水は、排水処理施設で処理した後に公共用水域に排水する。 ・温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。 ・機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（２以上の組合せを含む。）の運転がある。 ・資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。 ・発電設備から産業廃棄物が発生する。 ○地熱発電所 ・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。 ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、坑井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。 ・地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有する。 ・地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。 ・排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。 ・排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出する。 ・発電設備から産業廃棄物が発生する。 ○風力発電所 ・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。 ・建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。 ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。 ・地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。 ・施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。 <u>○太陽電池発電所</u> <u>・工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。</u> <u>・建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。</u> <u>・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、</u>

現 行	改定案
(6) ～ (19) (略)	<u>整地を行う。</u> <u>・地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。</u> <u>・施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。</u> (6) ～ (19) (略)

青森県環境影響評価技術指針改定（案）新旧対照表（別表第2）

現 行																	改定案																							
別表第2 影響要因・環境要素関連表																	別表第2 影響要因・環境要素関連表																							
影響要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用									影響要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用															
			資材等の運搬	建設機械の稼働	土地の造成・樹木の伐採等	工作物の建設	工事に伴う排水	廃棄物等の発生・処理	変更後の地形・樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼・海域	工作物の出現	自動車・鉄道等の走行	資材・製品等の運搬	施設の稼働	取水・揚水・排水等	人の居住・利用				廃棄物の処理	有害物質等の使用・排出	資材等の運搬	建設機械の稼働	土地の造成・樹木の伐採等	工作物の建設	工事に伴う排水	廃棄物等の発生・処理	変更後の地形・樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼・海域	工作物の出現	自動車・鉄道等の走行	資材・製品等の運搬	施設の稼働	取水・揚水・排水等	人の居住・利用	廃棄物の処理	有害物質等の使用・排出			
環境要素の区分																																								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	○	○	○	○					○	○	○		○	○	○	大気環境	大気質	○	○	○	○						○	○	○		○	○	○					
		騒音	○	○							○	○	○		○	○			大気環境	騒音	○	○									○	○	○		○	○				
		振動	○	○							○	○	○		○	○				大気環境	振動	○	○									○	○	○		○	○			
		悪臭											○			○					大気環境	悪臭												○			○			
		風害								○												大気環境	風害									○								
	水環境	水質		○	○		○			○				○	○	○	○	水環境	水質		○		○		○			○	<u>○</u>				○	○	○	○				
		水底の底質		○			○			○				○		○	○		水環境	水底の底質		○			○				○				○		○	○				
		地下水の水質及び水位			○									○		○	○			水環境	地下水の水質及び水位			○									○		○	○				
		水象							○	○				○							水環境	水象							○	○	<u>○</u>			○						
	土 壌 環境・その他の環境	地形・地質			○				○	○	○							土 壌 環境・その他の環境	地形・地質				○				○	○	○											
		地盤(地盤沈下)			○					○				○					土 壌 環境・その他の環境	地盤(地盤沈下)			○					○				○								
		土壌(土壌汚染)			○												○			○	土 壌 環境・その他の環境	土壌(土壌汚染)			○												○	○		
		日照阻害								○										土 壌 環境・その他の環境		日照阻害								○										
		電波障害								○	○											土 壌 環境・その他の環境	電波障害								○	○								
		風車の影											○										土 壌 環境・その他の環境	風車の影												○				
		[新設]																				土 壌 環境・その他の環境		反射光									<u>○</u>							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生植物(重要な種及び群落)			○				○	○	○				○			生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生植物(重要な種及び群落)			○					○	○	○				○								
	陸生動物(重要な種及び注目すべき生息地)	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○				生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物(重要な種及び注目すべき生息地)	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○							
	水生生物(重要な種及び群落並びに注目すべき生息地)			○		○		○	○	○				○					生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水生生物(重要な種及び群落並びに注目すべき生息地)			○		○		○	○	○			○								
	生態系(地域を特徴づける生態系)			○				○	○	○			○	○						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系(地域を特徴づける生態系)			○				○	○	○			○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価される	景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)							○	○	○							人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価される	○景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)								○	○	○												
	人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場)	○	○					○	○	○	○	○		○				人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価される	人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場)	○	○					○	○	○	○	○		○								

現 行	改定案												
別表第3 1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	別表第3 1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												
<table><tr><th>参考項目</th><th>調査及び予測の手法</th></tr><tr><td>大気質 ～ 風車の影</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>〔新設〕</u></td><td><u>〔新設〕</u></td></tr></table>	参考項目	調査及び予測の手法	大気質 ～ 風車の影	(略)	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<table><tr><th>参考項目</th><th>調査及び予測の手法</th></tr><tr><td>大気質 ～ 風車の影</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>反射光</u></td><td><u>1 調査すべき情報</u> <u>イ 土地利用の状況</u> <u>ロ 地形の状況</u> <u>2 調査の基本的手法</u> <u>現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</u> <u>3 調査地域</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</u> <u>4 調査地点</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</u> <u>5 調査期間等</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</u> <u>6 予測の基本的手法</u> <u>事例の引用又は解析</u> <u>7 予測地域</u> <u>調査地域のうち、土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響をうけるおそれがあると認められる地域</u> <u>8 予測対象時期等</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</u></td></tr></table>	参考項目	調査及び予測の手法	大気質 ～ 風車の影	(略)	<u>反射光</u>	<u>1 調査すべき情報</u> <u>イ 土地利用の状況</u> <u>ロ 地形の状況</u> <u>2 調査の基本的手法</u> <u>現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</u> <u>3 調査地域</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</u> <u>4 調査地点</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</u> <u>5 調査期間等</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</u> <u>6 予測の基本的手法</u> <u>事例の引用又は解析</u> <u>7 予測地域</u> <u>調査地域のうち、土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響をうけるおそれがあると認められる地域</u> <u>8 予測対象時期等</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</u>
参考項目	調査及び予測の手法												
大気質 ～ 風車の影	(略)												
<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>												
参考項目	調査及び予測の手法												
大気質 ～ 風車の影	(略)												
<u>反射光</u>	<u>1 調査すべき情報</u> <u>イ 土地利用の状況</u> <u>ロ 地形の状況</u> <u>2 調査の基本的手法</u> <u>現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</u> <u>3 調査地域</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</u> <u>4 調査地点</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</u> <u>5 調査期間等</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</u> <u>6 予測の基本的手法</u> <u>事例の引用又は解析</u> <u>7 予測地域</u> <u>調査地域のうち、土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響をうけるおそれがあると認められる地域</u> <u>8 予測対象時期等</u> <u>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</u>												
2～5 (略)	2～5 (略)												
備考1 この表において「重要な地形及び地質」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。 2 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。 <u>〔新設〕</u> 3 この表において「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ、学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要であるものをいう。 4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。	備考1 この表において「重要な地形及び地質」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。 2 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。 <u>3 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。</u> <u>4</u> この表において「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ、学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要であるものをいう。 <u>5</u> この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 <u>6</u> この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 <u>7</u> この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 <u>8</u> この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 <u>9</u> この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。												